石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　令和６年能登半島地震又は令和６年奥能登豪雨により解体した跡地を売却する際に要した司法書士報酬、土地測量費及び仲介手数料について、予算の範囲内で石川県被災宅地流通活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和３４年石川県規則第２９号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　県は、土地所有者が行う解体跡地の売却に要した経費を支援することにより、自宅再建希望者の土地の確保に向けた空き地の流通を促すとともに、空き地の増加による悪影響を抑制することを目的とする。

（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は県とする。

（役割分担）

第４条　県、市町及び関係団体は補助金の周知に取り組むほか、次に掲げる業務を行う。

（1）県

ア　予算の経理

イ　交付申請に係る内容審査、交付決定

ウ　関係団体との調整

（2）市町

ア　ホームページへの掲載等による被災宅地の流通促進

イ　交付申請の受付、内容確認、県への送付

（3）関係団体

ア　会員への説明

イ　補助事業への助言

（定義）

第５条　この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

（1）被災宅地

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町に所在する土地であって、当該土地に固着する建築物等が半壊以上の被害を受け、解体に至った土地をいう。

（2）司法書士報酬

司法書士に依頼し、被災宅地の売却に必要な相続人調査、関係書類作成又はそ

れらに付随する業務（以下「権利関係整理業務」という。）を行った際に要した費用をいう。

（3）土地測量費

土地家屋調査士に依頼し、被災宅地の測量を行い、地積更正登記、地積変更登記、分筆登記又はそれらに付随する業務を行った際に要した費用をいう。

（4）仲介手数料

宅地建物取引業者に依頼し、被災宅地を売却した際に要した手数料をいう。

（補助対象者）

第６条　補助金の交付を受けることができる者は、別表１に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（補助対象経費）

第７条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表２に定める。

（補助金の額）

第８条　補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定める額とする。ただし、いずれの場合も１，０００円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

（1）司法書士報酬

補助対象経費の２分の１の額又は２０万円のいずれか低い額。

（2）土地測量費

補助対象経費の２分の１の額又は１８万円のいずれか低い額。

（3）仲介手数料

補助対象経費の２分の１の額又は１２万５千円のいずれか低い額。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の完了後、速やかに対象となる取引ごとに、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付申請（実績報告）書（別記第１号様式）に別表３に掲げる書類を添えて、被災宅地が所在する市町を通じて石川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請は、毎年３月１０日までに行わなければならない。

３　第１項の規定による申請書の提出を受けた市町は、提出された書類を確認のうえ、被災宅地の位置図を添えて意見を付し、知事に送付する。

４　第１項の規定による申請は、県に到達した先着順で受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

５　知事は、提出された交付申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、

第２項に定める期日にかかわらず、受付の中止を市町に通知することがある。
６　知事は、前項に定める受付の中止を決定したときは、速やかにその旨をホームページに掲載する。

（補助金交付決定及び額の確定等）
第１０条　知事は、申請書の提出があった場合には、予算の状況、当該申請書の内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付決定（額の確定）通知書（別記第３号様式）により申請者に通知し、被災宅地の所在する市町にはその写しを送付する。
２　知事は、前項に定める交付決定をするに当たり、必要な条件を付すことができる。
３　知事は、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して石川県被災宅地流通活性化事業費補助金不交付決定通知書（別記第４号様式）により申請者に通知し、市町にはその写しを送付する。

（補助金の請求等）
第１１条　前条第１項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受領した後、速やかに石川県被災宅地流通活性化事業費補助金請求書（別記第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）
第１２条　補助金の交付申請を行った者は、当該申請を取り下げようとするときは、第１０条の規定による通知がなされるまでに石川県被災宅地流通活性化事業費補助金取下げ申請書（別記第６号様式）を市町を通じて知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）
第１３条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金取消通知書（別記第７号様式）により、交付決定した補助金を取り消すことができる。
（1）偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
（2）知事の指示に従わなかったとき。
（3）交付決定を受けた者（法人等にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
（4）その他知事が特に取り消す必要があると認めたとき。

（補助金の返還等）
第１４条　補助事業者は、知事が前条の規定により取り消した場合において、知事の命令があったときは、別に定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（調査及び指示）

第１５条　知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付申請を行った者に対し、補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し又は現地を調査し若しくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。この場合において、補助金の交付申請を行った者は協力するものとする。

２　補助金の交付申請を行った者は、知事から補助事業に係る調査があった場合は誠実かつ速やかに協力するものとする。

（延滞金）

第１６条　補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

２　前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

３　知事は、第１項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

（補助事業の経理等）

第１７条　補助事業者は、補助対象経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（個人情報保護）

第１８条　補助金を所管する職員は、本事業を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に従って取り扱うものとする。

２　補助金を所管する職員は、本事業の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し、又は第２条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第１９条　補助対象者は、別表４に定める暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に誓約しなければならず、第９条第１項に定める交付申請書の提出をも

ってこれに誓約したものとする。

（雑則）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に実施した売却・測量について適用する。

附　則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。なお、改正後の規定は、令和8年4月1日に遡って適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。なお、改正後の規定は令和８年４月１日に遡って適用する。ただし司法書士報酬に係る規定（第５条第２号、第８条第１号、別表２第１号、別表３第５号）は、令和８年１０月１日から適用する。

別表１（第６条関係）　補助対象者

（1）被災宅地を所有しており、宅地建物取引業者に依頼して被災宅地を売却した。
（2）被災宅地の所在する市町が、被災宅地の売買に対し、市町のまちづくりに影響がないと判断した。
（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でない。
（4）県税の滞納がない。
（5）国の機関又は地方公共団体ではない。

別表２（第７条関係）　補助対象経費

（1）司法書士報酬
　被災宅地の所有者が、司法書士に依頼し、権利関係整理業務の報酬として支払ったものから、次に掲げる経費や税等を控除した額。
（控除される経費例）
ア　相続登記、所有権移転登記その他登記申請に係る司法書士報酬
イ　消費税、印紙税、登録免許税、住民票取得費、戸籍謄本等取得費その他官公署に支払う手数料等の実費
（2）土地測量費
　被災宅地の所有者が、土地家屋調査士に依頼し、調査、測量、登記等の報酬として支払ったものから税等を控除した経費。
（控除される経費例）消費税、印紙税、登録免許税、住民票取得費その他官公署に支払う手数料等の実費
（3）仲介手数料
　被災宅地の所有者が、宅地建物取引業者に依頼し、売却したときの報酬として支払ったものから税等を控除した経費。
（控除される経費例）消費税

別表３（第９条関係）　補助金の交付申請

（1）市町長が発行するり災証明書の写し又はこれに準ずる書類
（2）解体証明書の写し又は滅失登記完了通知の写しなど解体したことがわかる書類
（3）所有権移転後の土地の登記事項証明書の写し
（4）領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類（内訳がわかるもの）
（5）（司法書士へ依頼した場合）相続登記に関する登記完了証の写し
（6）（土地の測量を行った場合）地積測量図の写し（登記官の認証があるもの）
（7）（委任する場合）委任状（別記第2号様式）
（8）その他知事が必要と認める書類

別表４（第１９条関係）　暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項

　補助対象者は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならず、また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別記第1号様式（第9条関係）

令和　年　月　日

石 川 県 知 事 様

（申請者）

郵　便　番　号	
住　　所	
（フリガナ）	
氏　　名	
電　話　番　号	

石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付申請（実績報告）書

このことについて、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付申請及び実績報告します。また、県が補助金の交付決定に当たり、必要な事項及び内容について調査することを承諾します。

なお、この申請書及び関係書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1. 交付申請額　　金　　円

※1,000 円未満切り捨て

2. 被災宅地

所　在　地	石川県　　他　筆		
被害の程度	□ 全壊　□ 大規模半壊　□ 中規模半壊　□ 半壊		
所有権移転した日	令和　年　月　日		
更正登記等した日（測量した場合）	令和　年　月　日	相続登記に関する登記完了証の発行日（司法書士に依頼した場合）	令和　年　月　日

市町記載欄	
受付印	意見

3. 確認事項　※確認を行った場合に申請者が自らチェック☑

売却した被災宅地は能登 12 市町にある。 （七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町又は能登町）	□はい
被災宅地は半壊以上で、かつ解体済みである。	□はい
（被災宅地を含む複数の土地を売却する場合） 土地はすべて一体的に利用されていた。	□はい □該当しない
県税を滞納していない。	□はい
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者について	□該当しない
令和８年４月１日以降に売却を行った。	□はい
（土地の測量を行った場合） 地積測量図の現地測量日が令和８年４月１日以降である。	□はい □該当しない
（司法書士へ依頼した場合） 相続登記に関する登記完了証の発行日が令和８年１０月１日以降である。	□はい □該当しない
記載された個人情報を本支援策と同様の事業を実施する関係機関に提供すること及び関係機関に提出された申請書等の情報を収集することについて	□同意する

4. 添付書類　※添付した関係書類に申請者が自らチェック☑

＜共通＞	
1　市町長が発行するり災証明書の写し又はこれに準ずる書類	□
2　解体証明書の写し又は滅失登記完了通知の写しなど解体したことがわかる書類	□
3　所有権移転後の土地の登記事項証明書の写し	□
4　領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類（内訳がわかるもの）	□
＜該当する場合は提出＞	
5（司法書士へ依頼した場合）相続登記に関する登記完了証の写し	□
6（土地の測量を行った場合）地積測量図の写し（登記官の認証があるもの）	□
7（委任する場合）委任状（別記第2号様式）	□
8　その他知事が必要と認める書類	□

別記第2号様式(第9条関係)

令和　　年　　月　　日

委 任 状

委任者住所・氏名

受任者住所・氏名

私は、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金の申請に関し、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

委任事項　　補助金の申請から受領に関する一切の権限

【注意事項】
・土地の所有者が複数いる場合、代表者に委任する場合に使用する。
・委任者の記入は、記名押印をすること。
・委任者及び受任者の本人確認書類(写し)を添付すること。
・委任者が複数いる場合は全員の住所・氏名を記名押印すること。

別記第3号様式(第10条関係)

第　　号
令和　年　月　日

（申請者）様

石 川 県 知 事

石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付決定(額の確定)通知書

令和　年　月　日付けで交付申請のあった石川県被災宅地流通活性化事業費補助金については、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので通知します。

補助対象経費	金　　円
補助金の額	金　　円
条　　件	

別記第4号様式(第10条関係)

第　　号
令和　年　月　日

（申請者）様

石 川 県 知 事

石川県被災宅地流通活性化事業費補助金不交付決定通知書

令和　年　月　日付けで交付申請のあった石川県被災宅地流通活性化事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしましたので、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

（交付しない理由）

別記第5号様式(第11条関係)

令和　年　月　日

石 川 県 知 事 様

（申請者）

郵　便　番　号	
住　　所	
（フリガナ）	
氏　　名	㊞
電　話　番　号	

石川県被災宅地流通活性化事業費補助金請求書

令和　年　月　日付け生再第　　号により補助金の額の確定通知があった石川県被災宅地流通活性化事業費補助金について、下記金額を交付されるよう、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

請 求 額　金　　円

※申請者と口座名義人の氏名は、同一にしてください。
※内容の確認のため、下記内容が記載された部分の通帳の写し等を添えてください。

振込先	金融機関	銀行　支店 金庫　支所 組合　出張所
	預金種別	□ 普通　□ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

別記第6号様式(第12条関係)

令和　年　月　日

石 川 県 知 事 様

(申請者)

郵　便　番　号	
住　　所	
(フリガナ)	
氏　　名	
電　話　番　号	

石川県被災宅地流通活性化事業費補助金取下げ申請書

令和　年　月　日付けで提出した石川県被災宅地流通活性化事業費補助金に係る交付申請を下記の理由により取り下げたいので、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、申請します。

記

取下げ理由　　のため

別記第7号様式(第13条関係)

第　　号
令和　年　月　日

（申請者）様

石 川 県 知 事

石川県被災宅地流通活性化事業費補助金取消通知書

令和　年　月　日付け生再第　　号により通知した石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付決定(額の確定)通知書を下記1の理由により、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき取り消すこととしたので、通知します。

つきましては、石川県被災宅地流通活性化事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき下記2の金額を県に納付してください。

記

1　処分の理由

2　納付額

3　被災宅地